

○中村学園大学寄付講座規程

平成15年1月1日

制定

(趣旨)

第1条 本学における寄付講座の設置及び運営については、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 寄付講座の設置は、企業、財団及び個人(以下「寄付者」という。)から寄付金又は寄付講座を担当する教員(以下「担当教員」という。)を受け入れ、これを有効に活用することによって教育研究の進展及び充実に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において寄付講座とは、寄付金により学部又は大学院に設置する授業科目(講義、演習、研究指導等)をいう。

(受け入れの原則)

第4条 寄付講座は、教育研究上意義があり、本学の自主性のもとに、設置及び運営できるものを受け入れるものとする。

2 前項の受け入れにあたっては、次の各号に掲げる事項について、寄付者の意向を尊重のうえ、本学が決定するものとする。

- (1) 教育研究の内容(授業科目名、履修方法、成績評価、研究課題等)
- (2) 担当教員
- (3) 寄付講座設置の結果得られた著作権等の諸権利の帰属
- (4) 寄付金の使途
- (5) 寄付金により取得した財産
- (6) その他設置・運営に関する必要事項

(寄付講座の名称)

第5条 寄付者から寄付講座に寄付者の名称を付すことの申し出があったときは、次に掲げる方法で表記することができる。

「授業科目名(○○寄付講座)」(○○は、寄付者名)

(単位の取扱い)

第6条 寄付講座による授業科目は、開設した学部・研究科の教授会又は研究科委員会の議を経て、卒業単位として認定を行うことができる。

(設置期間)

第7条 寄付講座を設置できる期間は、原則として5年以内とする。ただし、教育研究上有益と認められる場合は、更新できるものとする。

(担当教員)

第8条 寄付講座の担当教員(以下「担当教員」という。)は、原則として非常勤とする。ただし、特別の事由があるときは、本学の専任教員を充てることができる。

2 担当教員には教授、准教授、講師、助教の資格を有する者のほか、専門分野について優れた知識及び経験を有すると認められる者を、これに充てることができる。

3 担当教員の選考方法及び資格審査基準、委嘱手続き、手当等処遇は、本学の学内規定等に準じるものとする。

(設置の申請)

第9条 寄付講座を設置しようとする者は、次に掲げる書類を、学部にあつては学部長、研究科にあつては研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

ア 寄付者からの寄付申込書

イ 寄付講座設置申請書

ウ 寄付講座計画書

エ 寄付講座支出計画書

オ 担当教員の資格審査に必要な書類(履歴書、研究業績書)

2 前項の申請手続きは、原則として寄付講座の設置を希望する本学の専任教員が行うものとする。

(設置の審査)

第10条 寄付講座の設置申請があつた学部長又は研究科長は、次の各号に掲げるところにより審査を行わなければならない。

(1) 学部に設置する寄付講座は、審議会の議を経て当該学部教授会に諮るものとする。

(2) 大学院に設置する寄付講座は、審議会の議を経て当該研究科委員会に諮るものとする。

(設置の報告)

第11条 学部長又は研究科長は、寄付講座に係る審査結果を学長及び理事長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告に基づき、寄付者にその旨を回答するものとする。

(経費及び寄付金)

第12条 寄付講座の経費は、担当教員の人件費、旅費、教材費、その他運営に必要な額とし、

寄付講座に係る特別寄付金として受け入れるものとする。

- 2 寄付金は、設置期間に係る前項の経費の総額とし、一括して受け入れるものとする。ただし、継続して受け入れることが確実であるときは、年度ごとに分轄することができる。
(報告の義務)

第13条 学部長又は研究科長は、毎年3月末日までに教育研究の成果(収支の結果を含む。)を学長、理事長及び寄付者に報告しなければならない。

(事務)

第14条 寄付講座に関する事務は、教務部が行う。ただし、寄付金の受け入れ、支出に関する事務は財務部が行う。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、寄付講座の設置及び運営その他必要な事項について定める必要が生じたときは、寄付者と誠意を持って協議のうえ定める。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。